（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第二十六条　交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第十により速やかに主務大臣に報告しなければならない。

2　主務大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3　第二十三条第三項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第二十七条　主務大臣は、第十九条第一項第四号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一　交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく主務大臣の処分に違反した場合

二　交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

三　発電用施設等の設置計画が中止又は廃止された場合

四　発電用施設等の設置の工事が中止又は廃止された場合

（財産処分の制限）

第二十八条　交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2　交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（交付金事業の経理）

第二十九条　交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

（交付金調書）

第三十条　交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十二による交付金調書を作成しておかなければならない。

（主務大臣）

第三十一条　この規則における主務大臣は、次のとおりとする。

一　機構が設置する原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。以下この号において同じ。）に係る第六条、第九条（原子力発電供用施設所在等市町村の区域内に機構が設置する原子力発電供用施設の合計出力の当該原子力発電供用施設所在等市町村に設置されている事業所の合計出力に対する割合に相当する部分に限る。）、第十条（電力移出県等に機構が設置する原子力発電供用施設の発電電力量の当該電力移出県等の道府県発電電力量に対する割合に相当する部分に限る。）、第十一条（対象原子力発電供用施設所在市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電供用施設の合計出力及び合計した発電電力量並びに機構が設置する原子力発電供用施設に貯蔵される対象使用済燃料に係る部分に限る。）及び第十五条の交付金に関する事項については、文部科学大臣

二　前号に規定する交付金に関する事項以外の事項については、経済産業大臣

附　則

第一条　この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算から適用する。

第二条　平成十九年度文部科学省・経済産業省告示第二号（電源立地地域対策交付金交付規則の全部を改正する規則を定めた件）は、廃止する。

第三条　この規則の施行の際現に提出されている旧規則に定める様式による申請書は、この規則に定める相当様式による申請書とみなす。

別表第一（第二条、第六条、第九条、第十条、第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類		出力	金額
原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）	新設される原子力発電施設	当該施設の出力をキロワットを単位として表した数	九百円
	増設される原子力発電施設		八百円
機構が設置する原子力発電供用施設	原子力発電施設（高速増殖炉の原型炉を除く。）	当該施設の予定建設費を十万円で除して得た数	五百五十円
	原子力発電施設のうち高速増殖炉の原型炉	当該施設の予定建設費を三十六万二千円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設	当該施設のトンを単位とする年間再処理能力を十万分の二十一トンで除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十三万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の建設費を十万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設	当該施設の建設費を三十三万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固形化に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十三万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設から生ずる放射性廃棄物（使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物を除く。）の処理に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十二万三千円で除して得た数	五百五十円
	高速増殖炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十七万円で除して得た数	五百五十円
	発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉	当該施設の建設費を十万円で除して得た数	三百円
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度又は平成九年度において設置の工事の行われたものを除く。）	当該施設の予定建設費を十万円で除して得た数	五百五十円
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を二十三万円で除して得た数	五百五十円